

# APA 著作権 レポート

APA著作権レポートVol.06は、APAホームページ  
<http://apa-japan.com>にてダウンロードできます。

## vol.06

### index

- ◆特集1 広告制作業界最新の問題を共有する座談会…………… 1
- ◆特集2 業務委託基本契約書 その後…………… 4
- ◆特集3 世界の著作権ニュースから…………… 6

## 特集 1

### ◆特集1：広告制作業界最新の問題を共有する座談会

今回の著作権レポートでは趣向を変えて、広告制作業務全体の中で発生するさまざまな問題や情報を共有して広告を作るための知的財産権について考えてみた。座談会には（社）日本グラフィックデザイナーズ協会（JAGDA）から著作権担当の黒田芳彦氏に、また（社）日本広告制作協会（OAC）から海老沢公専務理事と福田謙三の両氏をお招きして、現代の広告制作の現場で起こっている問題を共有しようと思う。

**進藤** 本日はお忙しい中を誠にありがとうございます。

今日は「著作権レポート」第6号の特集として、コンプライアンスが大きく取り上げられている昨今の現状を広告制作者の立場で共有して制作者によりよい環境を模索する試みとして業界を代表する皆様にお集まりいただきました。早速ですが各団体での現状をお聞かせください。

**黒部** JAGDAではアナログのデザイン時代から知的所有権に関して契約書の様式を確立してイントラネット上で作成しています。会員からの相談も受けていますが、中でも多い相談は「自分からは揉め事を起こせないので、代わりに協会が先方に働きかけてほしい」というものです。ただ、法人である協会が特定の個人を支援することは出来ない状態です。中には会員同士の問題もあり、非常に悩ましいものです。

一番大事なのは法律の問題とビジネスのモラルの問題にきちんと線を引いて考えることであるとお答えしています。法律の問題であってもその後ろにあるビジネスのモラルや一般社会のルールの問題を見落としてはならず、この部分を会員にいかにか伝えていくかが課題です。

法律を理解することと、ビジネスのモラルを確立することの両立が重要ですね。

**進藤** 会員の方々からの具体的な相談内容はどんなものが多いのでしょうか？

**黒部** 自分のデザインを真似された。または他者の作品と類似していると指摘されたという相談です。特にデジタル化以降は広告主から代理店、印刷会社に至るまでほぼ同一のデータを共有するケースがほとんどですから、流用されやすい環境になっていると言えます。





(社)日本グラフィックデザイナーズ協会 (JAGDA)・黒部 芳彦氏

また、現場の仕事に触れるまで知的財産権についての教育を受けていない状態でいきなり問題にぶつかるケースも問題だと思います。私自身大学で知的財産権について教えていますが、長期的にはこうした教育がもっと一般的に、かつ早い時期から行われる方策も必要でしょう。

**進藤** やはりデジタル化に伴って流用の問題は後を絶たないですか？

**黒部** 最近はコンプライアンスに留意する業種も増えていますが、温度差があることは事実です。契約書の内容を逸脱した流用なども見受けられます。

**進藤** 契約書の作成は一般的になっていますか？

**黒部** 中々進まないのが現状です。仕事の各段階でメモ等の記録を取り、納品以前の時点でメール等で確認をとるように呼びかけています。

**進藤** OACの状況はいかがでしょう？

**海老沢** 海外との交流の中で感じるのは現在の日本は知的所有権について実に神経質になっているということです。かたや知的所有権についての意識が低い中国やインドなどは非常に元気がある。以前であれば何の問題も無かった銀座の風景をポスターに使用しても逐一許諾が必要になるなどのケースですね。我々は知的所有権絡みのトラブルを「地雷を踏む」などと表現しますが、地雷に神経質になるあまり、創作活動が萎縮していくことを危惧しています。

**進藤** 写真家の立場から言うと、従来であれば許諾を得るのは制作会社が代理店の仕事であるという認識がありました。しかし現実の問題としてクレームを受けるのは広告主であるという事実です。そこでAPAでは「安全な写真」を目指すという方向性を打ち出しました。

**海老沢** 写真の場合には対象が判りやすいという点もありますね。

**進藤** 今後、各種の権利が緩くなるということは考えられませんので、これらの問題を避けて通るのではなく積極的に解決してビジネスチャンスに結びつけることが建設的だと考えています。最大手の代理店が株式を上場して広告が産業として認知されたわけですから、産業界で起こっていることは対岸の火事ではなくなっているということです。

**福田** そこで問題になるのがこの部分をいかにビジネス化してロイヤリティーを得るかということですね。

**進藤** 今後は写真家やデザイナーが制作だけに携わるのではなく、法的な知識やビジネスへの理解を深める必要があります。

## 翻案権侵害について

**進藤** 翻案権侵害、いわゆる「パクリ」の問題はデザインの世界でも大きな問題だと思います。

**福田** 現実には現場で気付かずにしているのかという点にも疑問があります。

**進藤** 短時間で多数のアイデアをA、B、C案と提出する中で一部に他者のアイデアを拝借したら、その案が採用されてしまうというケースもありますね。しかし採用されてから「これはパクリです」とは言えなくなってしまう。ならば事前に許諾の処理を済ませておくことが安全なわけですね。

**黒部** アイディアを出す時点でそのような処理が出来るのかを検討することは必要ですね。

**福田** 翻案権を処理をせずにプレゼンテーションに出してしまうのは問題です。これは法律以前のマナーの問題です。

**海老沢** アイディアを生み出すには記憶から始まるなど、過去の自分の引き出しから見つけ出すこと自体が翻案の第一歩です。しかしコンプライアンスの時代となった今では大きなトラブルの元になりかねません。本来は広告を出稿する広告主が十分なチェックをして必要ならばブレーキをかけるべきですが、発注者の立場からそれらのチェックまでも代理店や制作会社、もっと言えば写真家に発注しているという意識があるのかも知れません。

**海老沢** 先ほど黒田さんからもお話がありましたが、私も専門学校や大学で講座をもっていますが、教育現場でも素材をスキャンするのが当たり前な状態です。他者の作品を安易にコピーすることが全く問題視されていません。これはマナーの問題ですが学生はそのままの状態です卒業して現場に出てしまいますし、以前のようにカンパを手書きするのとは違います。コピーして合成するのが普通の手法になり、それが染み付いてしまいます。それを社会に出た途端に「ゼロから創作する」というのも難しいのかと感じます。もうひとつは制作時間の短縮化ですね。時間をかければ良いものではありませんが、非常に短い時間の中でゼロからスタートした多数の案を提出するのは困難です。他者のアイデアを発展させたのであればマナーの問題として筋を通すことは必要です。

**進藤** 写真の翻案権侵害の問題は多く見られます。音楽の世界では翻案に関するガイドラインがあるようですが、デザインの世界ではいかがですか？

**海老沢** これは突き詰めると広告デザインの定義にまで及ぶ非常に難しい問題です。



(社)日本広告制作協会 (OAC) 海老沢 公氏



(社)日本広告制作協会 (OAC)  
福田 謙三氏

**福田** 写真ほどクリアな判断が出来ないのが問題です。

**海老沢** デザインに関してはむしろ二次使用や流用の問題があり、OACではこの点に関する契約書を作っていこうとしています。ただここで留意しているのは権利の主張だけではなく、円滑にビジネスを進めるという点です。問題を起こして仕事を失うリスクは考えなければなりません。

**進藤** 写真の世界ではいわゆる「JTB事件」のように仕事を失うリスクをとってでも法的な結論を求める写真家もいます。

**海老沢** 写真の場合には撮影者が明確で、社会的にも共感を得やすいと思います。複数のスタッフが携わる作業ですし、デザイナーは社会からは非常に見えにくいものです。

**福田** 以前はデザイン会社の書棚は美術書などで占められていましたが、いまではほとんどがいわゆる素材集です。写真の世界にも遡及するのではないのでしょうか。

**海老沢** OACの会員は約200社ありますが、写真の撮影が絡む仕事はかなり減っています。素材集などからの合成が増えていきます。これは単に予算の問題だけではなく、時間や撮影に関わる手間を減らしたいという部分もあると思います。

**福田** 私たちもどこかの時点でクライアントに対して新規に写真を撮りおろすという説得をやめていたのかも知れません。

## 今後について

**進藤** いろいろなお話をお伺いすることが出来ましたが、皆さんは今後どのような方向を目指されるのでしょうか？

**黒部** 今後は法律、ビジネスそしてモラルの問題をきちんと切り分けて会員に理解を深めてもらう方策を練りたいと思っています。また、これからはこちらにその意図が無くとも訴訟を起こされる恐れがありうることを周知することですね。

**進藤** OACではいかがでしょうか？

**福田** OACでは改正下請法の中に著作権に関わる部分が含まれており、この枠の中で権利の帰属を明らかにしていく活動がひとつです。

**海老沢** また、今後増加するであろう法的トラブルに備えて訴訟保険制度を確立したいと考えています。インダストリアルデザインの世界では一般的になりつつありますが、外資系の保険会社などと連携してシステムを構築していきたいと考えています。

**黒部** デザインの世界では著作権に関わるトラブルは即、刷り直しなどのコストに直結していますので、重要ですね。

**進藤** 写真界でも一部の企業が同じ取り組みをしていますが、その輪を広げることは有効ですね。

**海老沢** 輪を広げるという観点では、広告代理店や広告主との情報や理解の共有も大事です。OACはアドバイザーズ協会とともに知的所有権について話し合い、更に広告主の法務部門との情報の共有を目指しています。コンプライアンスの時代の進展とともに、一部の企業では広告物の最終的な責任は広告主にあるという認識が定着しつつあります。それにともなって制作サイドにも同じ土俵に上げられる認識が求められ始めています。この点については代理店とは別に直接現場とコミュニケーションをとりたいと考える広告主も出ています。

**福田** 企業法務の現場では広告制作側が法律に縛られて苦労しているという認識もあるようです。

**進藤** 今後写真家と広告制作に携わる皆さんとが連携していくには他にどんな方法があるのでしょうか？

**海老沢** いろいろな部分があると思いますが、クリエイティブを向上させて行く部分とコンプライアンスとのバランスが問題ですね。

**進藤** 産業界ではこれらを同時に両立されることが求められています。これは非常に難しいところですが、我々はプロフェッショナルとして広告の質を高めつつ利益を求めて行く中で、著作権法の手前の段階でいかに安全な広告を制作していくかという過程の中で広告主や代理店とコンセンサスを見いだせば、大きなビジネスチャンスに結びつきます。著作権法だけを前面に出しては対立を招いてしまいます。ぜひ、協調の中から良いものを導き出したいと思っています。

本日は誠にありがとうございました。



APA(社)日本広告写真家協会 正会員  
進藤 博信

## まとめ

我々写真家に限らず、広告制作現場の全体にコンプライアンスの波が押し寄せています。これを創作の自由を制限するものであると捉えるか、積極的にクリアして更に表現を高めるかはクリエイターの考え方ひとつであると言えるでしょう。「地雷原の先の新しい地平」を目指すか否かは写真家自身の判断です。

## ◆特集2：業務委託基本契約書 その後

前回の著作権レポートに掲載した「業務委託基本契約書」をご覧頂いたでしょうか？

紙幅の関係で縮刷版となってしまったのでお見苦しい点は改めてお詫びするところですが、その後著作権相談室ではクライアントとの協議の中でこの契約書ではない（クライアントが作成した）契約書を提示されて、内容に若干の違いがあるけれどチェックしてほしい。という依頼を複数受けています。

中には相談の中で話し合った結果を先方に伝えて、契約書の内容を手直しすることに合意できたケースもあります。そこで今回は業務委託基本契約書の内容を詳しく分析して、両者が納得できる内容にするための手がかりを探してみます。

### まずは「比較」

クライアント側から提示された契約書と、APAが推奨する契約書を比較してみてください。多くの相違点が見つかるはずですよ。

表題だけをとり、業務「委託」契約書か業務「受託」契約書なのか等、数えだしたらキリがない程だと思います。また、本文の体裁も違うことでしょう。しかし、同時に多くの共通点も見つかるはずですよ。契約書の条文には並ぶ順序の違いこそあれ、共通のものが多くあるのです。たとえばAPA推奨契約書(以下「APA契約書」)の第1条(目的)は、ほとんどの契約書に同じ趣旨が謳われています。たくさんある条文と難解な用語で埋め尽くされているようにも見えますが、両者が約束事を誠実に守るという趣旨には違いがありません。

### どこを見るか？

あくまで「契約書」ですから、全ての項目について十分に検討する必要があります。しかし、その中でも特に重要な部分をよく読んでみましょう。もしかしたら、我々写真家にとって重要な部分が抜けているかもしれません。

では、どこが重要なのか？ APA契約書で見えていくと、

#### 第3条（本契約と個別契約の関係）

- 1 本契約に定める事項は、甲乙における取引に関する基本契約であり、本契約の有効期間中に別途取交わす個別契約とともに双方が適用されるものとする。
- 2 前項の規定に拘わらず、個別契約において本契約に定める各条項の一部を排除する、または本契約と異なる事項もしくは本契約の内容を補充する場合には、個別契約の条項が本契約に優先して適用されるものとする。

#### 第4条（個別契約の成立）

- 1 甲は乙に対し本業務を委託するにあたり、本業務の件名、内容、履行期間、納入場所本業務の対価等必要な事項を記載した依頼書を乙に交付するものとし、乙は依頼書で指定される期間内に書面または高等にてその諾否を甲に

通知するものとする。

- 2 個別契約は、乙が甲に対し受託する旨の通知を行った時に成立するものとする。

- 3 個別契約に定める取引条件において、取り決めた条件内で本業務の完了がされない可能性が生じた場合、甲及び乙は協議の上個別契約を変更できるものとする。

この二つの項目は、必ず必要なものと考えて下さい。APA契約書はクライアントとの業務の関係を広く定めるものです。特定のクライアントと頻繁に仕事をする場合、その度に詳細な契約書を取り交わすのは不便ですから事前に基本的な事項を決めた契約を交わしておき、個々の仕事の際には発注書や見積書で済ませる方法をとっています。また、特別な案件で個別の詳細な契約を結んだ場合には個別契約が優先するということも盛り込まれています。

また、APA契約書とクライアントの提示に食い違いがある条文（これが最も多いケースでしょう）にも注意が必要です。例えば...

#### 第11条（不採用になった成果物）

- 1 甲は乙により納品された成果物につき、甲の都合によりこれを使用しないことを決定した場合は、速やかにその旨を乙に通知するものとする。この場合も甲は第5条に基づく業務委託料を乙に支払うものとする。
- 2 省略

ココ、大変重要です。撮影したのに「ボツ」になった場合を想定しています。

#### 第14条（構成物の権利）

本業務を遂行するに当たり、成果物を構成する要素または素材（以下、「構成物」という。）において、第三者に権利が帰属する写真・映像等の被写体（モデル・商品・建築物・場所等を含むがこれらに限定されない。）ソフトウェア、各種著作物（映像・音楽・キャラクター・フォント等を含むがこれらに限定されない。）、商標等の利用許諾が必要となるときは、

甲の費用と責任をもって権利者からの許諾を取得するものとする。但し、甲はその取り扱いにおいて乙と事前に協議を行い、その結果を受けて甲は、乙に対し当該構成物の権利使用許諾の申請代行業務等を委託することが出来るものとする。なお当該代行業務にかかる費用及び対価は、個別契約で別途定めるものとする。

この条文、非常に込み入った表現をしています。要するに「被写体などの権利関係処理はクライアント側の責任ですよ」ということです。さらに「クライアントのご希望であれば写真家サイドでの権利処理もご相談に乗ります」と続いています。

また、一般企業（特にメーカー関係）の宣伝部などと直接契約する場合、先方の法務セクションが知的所有権の扱いに不慣れである場合などは一般的な納入業者との契約書のフォーマットを流用しているケースも多々見受けられます。例えば部品メーカーに開発から生産まで委託した場合には、その部品の図面（これも著作権法で保護されています）などの権利も一度にメーカーが取得することが多いためにそのような条文になっていることがあります。例えば.....

- 1 甲が乙に委託して制作した成果物に関連する著作権および知的所有権を受ける権利（以下、併せて「著作権等」と言う）は、引渡しをもって乙から甲に譲渡されるものとみなす。
- 2 乙は、前項の甲に譲渡する著作権等に関し、著作者人格権を行使しないことをあらかじめ承諾し、かつ第三者が著作者人格権を行使しないことを甲に保証するものとする。

等の条文がもり込まれていることがあります。この条文、実は非常に危険であると言えます。解釈の問題はあるとしても、この条文は肖像権やパブリシティ権などの被写体の権利まで譲渡するという意味にも読むことが出来ます。一般的な広告写真の撮影業務には不都合の多い条文であると考えられます。この場合には、削除を求めるのが最も安全な方法と言えるでしょう。

#### 第15条（成果物の権利の帰属）

個別契約の履行により乙が制作した成果物の著作権は、乙に帰属する。但し、個別契約で別途権利帰属を定めた場合はこの限りではない。

さて、ついに来ました「著作権の帰属」です。最大の難関かも知れませんが。

クライアント側から提示される契約書の多くは全く逆の表現をしていることが多いと思います。

では、どうすればよいのか？写真家にとって考えてみると、いわゆる商品単体カットについて著作権を主張することは想定外だ

と思います。しかし一案件全ての写真が商品カットであることも稀でしょう。また、商品単体をイメージカットとして撮影することもあります。

ここからは完全に一人ひとりの写真家自身の判断です。

著作権法の趣旨から言えば、明らかに成果物である写真の著作権は撮影した写真家にあると言えますし、法律の趣旨に反する契約には問題があります。しかし、これはご自身の仕事の内容によって柔軟に対応できる部分です。「基本」をどちらに置くかだけの問題です。肝心なのは但し書き以降の部分です。「個別契約で別途権利帰属を定めた場合には.....」を必ず入れるように交渉することが重要です。これはあくまで「基本契約」ですから。

## これからは「リーガルコミュニケーション力」！

「コミュニケーション力」という言葉がもてはやされるようになって久しいですが、広告写真家にとっては重要な素養のひとつであると思います。その善悪は歴史家に譲るとして、日本の経済社会は今、グローバル化が本格的に進行しています。その一端が「コンプライアンス重視」「契約社会」への変革です。これからの時代に企業活動の一端を担う広告写真家に求められるのは何でしょうか？

著作権セミナーでは「安全な写真」をテーマに多くの問題を扱い、各方面からたくさんの反響を頂きました。地方自治体からのセミナーの依頼も受けています。その中で感じるのは自らの権利を守り、他者の権利を尊重するという「リーガルマインド」の重要性が更に増しているということです。

「昔は単純で良かったなあ」と感じるのは、もはや単純ではいられなくなった。ということかも知れません。

## ◆特集3：世界の著作権ニュースから

社会では、知的所有権に関するニュースが増え続けています。ここでは最近の知的所有権にまつわるニュースをご紹介します。

### ピラミッドに”著作権” エジプトで新法審議へ (産経ニュース 2008.1.12. より抜粋)

ピラミッドやスフィンクスなど多彩な古代遺跡を誇るエジプトで、遺跡や発掘品を対象に題材の「使用料」を貸す法律の導入が検討されている。

異例の“著作権”法案は近く議会で本格審議される見通し。エジプト考古最高評議会のザヒ・ハワス事務局長が12日までに明らかにした。

ハワス事務局長は、販売目的で作られた複製品が対象になる見通しだと説明しており、具体的に排斥や発掘品を模した土産物などを念頭に置いているとみられる。徴収された使用料は遺跡の維持管理費に充てるという。

ピラミッドなどを模した建造物を呼び物にするテーマパークやホテルは海外にも多いが、新法の適用対象とするかは今後検討するという。

このケースの場合「著作権」という表現が適切かは意見の分かれるところですが、エジプトにとっては歴史そのものが大きな国家資産でもあります。遺跡の保護にかかる莫大な費用の一部を賄う目的だそうですが、撮影された写真について言及されていないのは我々にとっては朗報と言えるでしょうか？

### iPodにも保証金上乘せ...文化庁提示、1台数百円 (読売新聞 2008.5.9. より抜粋)

MDやDVD等の販売価格に、著作権料の一部を「保証金」として上乘せする「私的録音録画保証金」制度について、文化庁は、「iPod（アイポッド）」などのデジタル音楽プレイヤーも対象とする改正案をまとめ、8日、文化審議会私的録音録画小委員会に提示した。

制度が改正されれば、1台につき数百円程度が上乘せされる。メーカー側は反発しているが、文化庁は今秋の臨時国会に制度変更を盛り込んだ著作権法の改正案を提出し、早ければ2009年から実施したいとしている。

現制度は、MDレコーダーなどのデジタル録音機器には出荷価格の2%、MD等の録音記録媒体には3%の補償金が上乘せされ、売上の一部が著作権管理団体を通じ、著作権者に分配されている。これに対しデジタル音楽プレイヤーやハードディスク内蔵DVDレコーダーなどは制度発足時に製品化されていなかったため、文

化庁は「利用実態を見るとMDなどと変わらない」と判断した。

いまや生活の中にすっかり浸透した感のあるデジタル音楽プレイヤーですが、法律の世界にはまだ浸透していませんでした。と、いうよりも法律の進化はデジタル技術の進化にはついていけない状態です。デジタル化で苦労しているのは我々だけではなかった！と、安心してもらえません。これからもこういった話題は尽きることがないのでしょか.....ただ、この件についてアップルは「科学的かつ客観的証拠に基づかない理由による私的録音録画保証金制度は即時撤廃すべきである」と、猛烈に抗議しています。そういえば、iPodにはCDジャケットもダウンロードして表示できますよね。もちろん写真付きで.....

### 北朝鮮映画 国交なく対象外 著作権侵害訴訟 (産経ニュース 2007.12.14. より抜粋)

北朝鮮で制作された映画などを日本の民放2社に無断で放映され、著作権を侵害されたとして、これらの作品を管理する北朝鮮の行政機関「朝鮮映画輸出入社」などが、日本テレビ放送網とフジテレビジョンの2社に計1100万円の損害賠償などを求めた訴訟の判決が14日、東京地裁であった。阿部正幸裁判長は「国交のない北朝鮮の著作権を保護する義務はない」として、原告の請求を棄却した。

北朝鮮の著作物について、日本国内で著作権が認められるか否かについての初の司法判断。北朝鮮は平成15年、国際的に著作権保護を定めたベルヌ条約に加盟。これに対し、文化庁は国交がないことを理由に著作権を認めない見解を示している。

阿部裁判長は「現在の国際法秩序の下では、国交のない国との間に国際法上の権利義務は生じない」と判断。その上で「著作権は保護すべき重要な価値だが、国家の枠組みを超えてまで尊重することは困難」と指摘し、「ベルヌ条約に北朝鮮が加盟していても、日本との間に権利義務は生じない」と結論づけた。

判決によると、日本テレビとフジテレビは平成15年5月から17年11月にかけて、報道番組などで、北朝鮮で製作された映画やニュース映画など31作品を使用した。

北朝鮮の映像作品の使用料をめぐるっては、日本テレビやフジテレビが払っていない一方、TBSは報道引用以外には支払うとし、テレビ朝日は通信社が配信した映像を使うなど、各社で対応が分かれている。

政治の問題はともかくとして、コレ、良いのでしょうか？裏を返せば北朝鮮では日本の著作権は認められない！ということになるのではないのでしょうか？

万が一、他の外国が日本と一方的に国交を断絶したら、その国では日本の著作物は使い放題。と言う解釈もできる判決です。せっかくの国際条約がもったいないようにも思えるのですが.....

## 世界のPCソフト、38%が違法・07年、米著作権団体など調べ(NIKKEI NET 2008.5.14. より抜粋)

世界で利用されるパソコンソフトの38%が著作権を侵害した複製品——。著作権保護団体の米ビジネス・ソフトウエア・アライアンス(BSA)とIT(情報技術)調査会社IDCは14日、シンガポールで2007年の世界の違法パソコンソフト調査を発表した。パソコンが急速に普及した中国の違法ソフト利用率は82%で損失額は66億6400万ドル(約7000億円)に達した。

世界の違法ソフトの利用率は06年と比較すると3ポイント上昇。違法件数とソフト1本あたりの販売価格を掛け合わせた損失額は約480億ドルで前年より80億ドル増えた。違法利用率が上位3カ国はアルメニア(93%)、バングラデシュ(92%)、アゼルバイジャン(92%)だった。

米国は違法ソフトの利用率は20%と世界で最も低いが、パソコンの普及台数が多いため損失額は80億4000万ドルと世界最大。日本の違法ソフト利用率は23%と世界で4番目に低いが、損失額の規模では8位だった。

「耳が痛い」などとおっしゃる諸兄はこの読者の中には一人もいないものと信じていますが、油断の出来ない問題です。

もとより我々は知的所有権を生業のもととして生活しています。また、その権利を主張する側の人間でもあります。自らの権利を主張する大前提は相手の権利を認めることから始まります。決しておろそかにはできないのです。

## 「約束と契約」

弁護士 三戸岡耕二

現在私は還暦を少し跨いだ年齢になった。人は皆この年齢になると何かにつけ人生を振り返りたくなる。

そんな折、編集部から「約束と契約」というテーマで法律に偏らない随想を寄稿するように指示を受けた。法律に偏らないことという条件がついているので、何やかやと考えた末に約束と契約とは法律を知る前と知った後の私の人生そのものだということに思い至った。私も法律を習得する以前は約束という日常用語を使っていたが、法律家になってからは総て契約という法律用語を使っている。法律家になって35年の歳月が過ぎ、今では約束と云っていた時期は遥か昔である。

ここでは法律の解説は後回しにして、我が法律家としての人生を振り返り、筆を進めさせてもらう。

私は26歳のとき、凡庸な私には絶望的と思われた60人に1人という過酷な倍率の試験に幸運にも合格し、法律実務を修習するため司法研修所に入所した。研修所ではリーガルマインド(法律家の心得)を身に付けるように連日叩き込まれた。後半は実務を身に付けるため判事と検事と弁護士の下で実際に仕事を手伝った。

判事の下での裁判修習では、昭和48年当時熊本で全国民の耳目を集めていた大事件、熊本水俣病の裁判を担当し、壇上の裁判官の横の席で裁判を傍聴しながら快い緊張感がわが身が包まれた感覚が残っている。検事の下での検察修習では、警察から送致されて来た被疑者を取り調べ起訴することが仕事である。私が取り調べた被疑者はさる暴力団の組長であった。暴力団の組長など見るのも初めてでビビってしまいともに話すことさえ難しく、まして取調べなどとても怖くて出来るものではない。午前中の取調べ時間が終了し重苦しい曇り空の昼休み、組長は雑談



をするうち自分の飼っている闘犬の自慢話を始めた。聞き上手は私の取柄だったので雑談に花が咲き大いに盛り上がった。組長はすっかり上機嫌になり「よし気に入った。覚醒剤の密売ルートを話してあんたの手柄にしてやろう」ということになって、総て告白されたこともあった。弁護士の下での弁護修習で忘れられないのは、中年女性の窃盗犯の弁護をしたことである。飲食店のレジから金を盗んだという事件で、弁護人としての私の仕事は、被害者の飲食店に向いて弁償金を支払い被害者から減刑嘆願書を提出させ公判で情状酌量を懇願し何とか執行猶予の判決を勝ち取ることである。甲斐あって即日執行猶予の判決が宣告された。被告人とともに勝訴を喜び裁判所の門で別れた。私は意気揚々と弁護士事務所に戻ると、警察からの電話が鳴った。被告人がラーメン屋のレジから金を盗んだので現行犯逮捕したというのだ。直ちに警察に飛んでいくと逮捕された被告人が同じ顔をして坐っていた。私は世の中には窃盗癖という病気があるのだと実感した。

このような2年間の実務修習期間を終えると自由な選択により、判事か検事か弁護士に就職することになる。が、弁護士になってからの面白い思い出話は又の機会とする。

私は弁護士として契約主体の世界に生きている。広告写真家である皆さんは業界や写真家としての約束事を果たすこととは別に広告写真製作委託契約も締結するという、云わば約束の世界と契約の世界を往復しながら日々を過ごしている。そこで注意を一言。約束と契約は合意という点で同じものである。ただ、契約には法律(国家)が介在している点で決定的に異なっている。約束の違反は信用の失墜で済まされるが、契約の違反は更にペナルティーが強制される。契約は約束に比べるかに厳しいものである。契約に接するときは、法律的な身の処し方が必要である。この身の処し方を身に付けるには、何事も合理的に思考することと曖昧にせず厳正に判断することを心掛けることである。APA会員の中に既にこの身の処し方を自然と身に付けている人が散見され感服することがある。



# 知的所有権事業部の 取り組み



APA知的所有権事業部では、公益法人としての立場から、定期的に関催された著作権相談室において正会員の身近で起きる著作権に関するトラブルや、様々な権利に関する相談をお受けするほか、有限責任法人日本写真著作権協会(JPCA)など関係団体と協調して写真家の著作権保護や著作権法の啓蒙活動に従事しています。すでに正会員に配布されている「JPCA著作権者ID」等の更なる利便性向上も目指しています。

また、平成19年度には文化庁から「写真保存センター」の設立に向けた調査費が予算化され、同庁から委任を受けた(社)日本

写真家協会やJPCAと共にその具体化の調査研究を行います。

画像のデジタルデータ化の波の中で、写真の著作権に関する社会の受け止め方も大きく変化しつつあります。また、映画や音楽、さらには文芸やグラフィックアートなどの分野とも連携してこの大きな変化に対応するべく尽力しています。我々の足元にあるナマの課題と今後の発展とのバランスを調和させるには多くの皆様のご意見とご協力が一層必要となります。改めて会員各位のご支援をお願い申し上げます。



## ご質問をお寄せください。

APA知的所有権事業部では、次号の著作権レポートをさらに役立つものとするべく、会員の皆さまから著作権やそれに関わる法律などについてのご質問をお受けしています。

法律家の意見を聞くほどではないけれど、知っておきたい法律の考え方や解釈、具体的な対処方法などについての疑問などをFAXやメールにてお気軽にお寄せください。個別に回答の後、次

回著作権レポートに反映させていただきます。

宛先 FAX 03-3543-3317

APA知的所有権事業部

質問担当係 まで

書式等は不問です。お気軽にお問い合わせください。

## 編集後記

著作権レポート vol.06をご覧いただけるようになりました。

今回の座談会をはじめとするレポートによって、我々写真家を含む、広く広告に携わる者が、直面している現状を、提起したいと考えました。

相手と自分、双方の権利を守るためには、正しい権利の知識と意識を、日々高めていく必要があるでしょう。

著作権レポートが、その一助になる事を願っています。(進藤)

今回の著作権レポートはやや趣を変えて、広告制作の最前線で実際に起こっている問題について、また、最新の著作権に関するニュースを取り上げてみました。

法律の条文やその意味を延々と勉強し続けるのはなかなか大変なことです。

しかし、クルマの運転と同じで法律は常に身近にあるものです。毎日の運転で法律を意識することはないと思いますが、皆がそのルールによって道路を走っているのです。大事なのは法律そのものよりもその考え方を理解することなのでしょう。

明日も安全運転で現場に向かいましょう(?) (岡野)

APA著作権レポート vol.06

©APA2008 Printed in Japan 本誌掲載の写真・記事の無断転載を禁じます。

発行日 2008年(平成20年)5月28日 発行所 社団法人 日本広告写真家協会 〒104-0045 東京都中央区築地2-1-17 陽光築地ビル9F

TEL.(03)3543-3387 FAX.(03)3543-3317 <http://apa-japan.com>

発行人 安達洋次郎 編集人 進藤博信 編集 社団法人 日本広告写真家協会 知的所有権事業部 印刷・製本 ホクエツ印刷株式会社